

平成27年  
12月1日施行

車両運転中  
大音量での  
ヘッドホン  
イヤホン等

使用禁止!



イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態の運転は違反となります。

※ 罰則 5万円以下の罰金

広島県道路交通法施行細則で定められている運転者の遵守事項

道路交通法第71条第6号では「道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項」を守らなければならない旨規定されている。

広島県公安委員会が定めた事項は以下のとおり。

広島県道路交通法施行細則(抜粋)

(運転者の遵守事項)

第10条

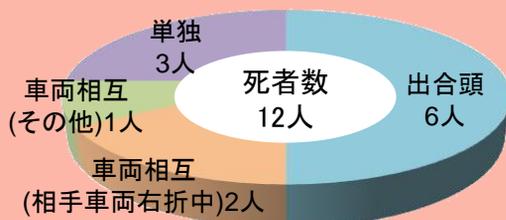
法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)~(9) 省略

(10) 大音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聞くなど警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示その他の安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン、ヘッドホン等を使用するときは、この限りでない。



### ● 平成26年中自転車乗車中の事故類型別死者数



自転車は、誰もが利用できる手軽な交通手段ですが、**車両**ですので**車同様、交通ルールを守らなければいけません。**

万一、交通事故を起こすと重い責任を負うことになります。

○**刑事責任**…重過失致死傷罪などの刑罰

○**民事責任**…相手方に対する損害賠償

守ろう 

## 自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用